

別表二 外国税額の控除に関する明細書

課税 事業 年度		法人 名	
内 国 法 人 の 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 算			
当期の控除対象外国法人税額 (法人税申告書別表六(二)「1」)	1	円	防衛特別法人税控除限度額の計算
法人税の控除限度額 (法人税申告書別表六(二)「17」)	2		当期の所得金額 (法人税申告書別表六(二)「9」)
地方法人税控除限度額 (地方法人税申告書別表二「10」)	3		当期の調整国外所得金額 (法人税申告書別表六(二)「16」)
差引控除対象外国法人税額 (1) - (2) - (3)	4		防衛特別法人税控除限度額 (8) × $\frac{(10)}{(9)}$ (通算法人の場合は別表二付表一「12」)
法人税額 (法人税申告書別表一「2」)	5		法第16条第1項により控除できる金額 (4)と(11)のうち少ない金額
法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一「3」) - (法人税申告書別表六(六)「9の㉔」 + 「9の㉕」)	6		(12) 又は 当初申告税額控除額
課税標準法人税額 (5) - (6) - (別表一「3」) 又は ((5) - (6)) × $\frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」} + \text{「2」}}$	7		法第16条第8項により控除できる金額 (別表二付表二「6の計」)
防衛特別法人税額 (7) × 4% - (((法人税申告書別表六(五の二)「5の㉓」) + (法人税申告書別表十七(三の六)「1」) - (法人税申告書別表一「4」) - (地方法人税申告書別表二「6」 × 10.3%))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	8		外国税額の控除額 (13) + (14)
外 国 法 人 の 外 国 税 額 の 控 除 額 の 計 算			
当期の控除対象外国法人税額 (法人税申告書別表六の二「1」)	16	円	防衛特別法人税控除限度額の計算
法人税の控除限度額 (法人税申告書別表六の二「11」)	17		当期の恒久的施設帰属所得金額 (法人税申告書別表六の二「7」)
地方法人税控除限度額 (地方法人税申告書別表二「24」)	18		当期の調整国外所得金額 (法人税申告書別表六の二「10」)
差引控除対象外国法人税額 (16) - (17) - (18)	19		防衛特別法人税控除限度額 (23) × $\frac{(25)}{(24)}$
法人税額 (法人税申告書別表一の二「2」)	20		
法人税額の特別控除額 (法人税申告書別表一の二「3」) - (法人税申告書別表六(六)「9の㉔」 + 「9の㉕」)	21		
課税標準法人税額 ((20) - (21)) × $\frac{\text{別表一「5」}}{\text{別表一「1」}}$	22		
恒久的施設帰属防衛特別法人税額 (22) × 4% - (((法人税申告書別表六(五の二)「5の㉓」) - (法人税申告書別表一の二「4」) - (地方法人税申告書別表二「20」 × 10.3%))と0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	23		外国税額の控除額 (19)と(26)のうち少ない金額

(用紙の大きさは、日本産業規格A4)

別表二 記載要領

1 「内国法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、内国法人が法第16条（第2項を除く。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2 「(5)」から「(8)」までの各欄は、当該内国法人が通算法人である場合には、記載しないこと。

3 「課税標準法人税額」

$$\{(5)-(6)-(別表一「3」)\} \text{ 又は } \{(5)-(6) \times \frac{別表一「5」}{別表一「1」+「2」}\} \quad (7)$$
の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) (2)に規定する加算された金額がある場合以外の場合には、「又は $\{(5)-(6) \times \frac{別表一「5」}{別表一「1」+「2」}\}$ 」を消すこと。この場合において、「(5)-(6)-(別表一「3」)」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

(2) 当該課税事業年度の法第10条第1号に定める基準法人税額のうちに令第3条第1項（令附則第2条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する税額加算規定により加算された金額がある場合には、「(5)-(6)-(別表一「3」)」又は「 $\{(5)-(6) \times \frac{別表一「5」}{別表一「1」+「2」}\}$ 」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。

4 「(12)又は当初申告税額控除額」(13)の欄の記載に当たっては、次によること。

(1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含む。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額」を消すこと。

(2) 通算法人の適用課税事業年度（法第16条第5項に規定する適用課税事業年度をいう。(3)において同じ。）について同項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除く。）には、「(12)又は」を消すこと。

(3) 既に通算法人の適用課税事業年度について法第16条第6項（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用課税事業年度につき同条第5項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第2項に規定する更正通知書のうち、最も新しいものに基づき別表二「(13)」の金額として計算される金額を記載すること。

5 「外国法人の外国税額の控除額の計算」の各欄は、外国法人が法第16条第2項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

6 「課税標準法人税額」

$$(20)-(21) \times \frac{別表一「5」}{別表一「1」} \quad (22)$$
の欄の記載に当たっては、「 $(20)-(21) \times \frac{別表一「5」}{別表一「1」}$ 」の金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てること。